

第 4 回定例会以降の会議資料の取扱い

令和 6 年第 4 回定例会以降は、タブレットを導入することから、これまで紙配付をしていた会議資料については、以下の取扱いとする。

会議	紙資料の取扱い		
	現在	令和 6 年第 4 回定例会～ 令和 7 年第 3 回定例会	令和 7 年 第 4 回定例会～
本会議 議案研究 常任委員会 予算・決算審査特別委員会 同分科会	次の 7 つの資料のみ 紙配付 ・ 議案説明資料 ・ 補正予算書 ・ 発議 ・ 成果説明書 ・ 当初予算のあらまし ・ 局別予算の概要 ・ 指摘要望事項に対する措置状況等報告書	次の 2 つの資料のみ、希望者には紙配付 【1 定】当初予算のあらまし 【3 定】成果説明書 ↓ 上記 2 資料は、サイドボックスの「電子図書室」に 5 年分を格納予定	資料は紙配付しない。
議会運営委員会 幹事長会議 各種理事会	会議出席者以外の議員分の資料も含め、全資料を紙配付	資料は紙配付しない。	

※やむを得ず紙が必要な場合は、各自で印刷する。

○委員会への議員所有端末の持ち込みについて

委員会においては、委員長への申し出により議員所有端末を持ち込むことができる。これにより、2 つの資料の同時閲覧や、会議資料を閲覧しながらインターネット検索する等の複数の作業を行うことができる。

【会議における使用端末について】（議会用タブレット端末使用手引）

委員会は、議会用タブレットの使用を必須としつつ、委員長に申し出ることにより、議員所有端末を 1 台に限り持ち込み可とする。